

第五次昭島市総合基本計画策定方針

1 策定の趣旨

昭島市は、「人・まち・緑の共生都市あきしま」を将来都市像とする第4次昭島市総合基本計画(以下「第四次計画」という。)を基本として、福祉・教育・環境・都市基盤整備など各施策を展開し、市政運営をしている。この第4次計画の計画期間が平成22年度に満了することから、第五次昭島市総合基本計画(以下「新総合計画」という。)を策定する必要がある。

2 策定の背景

少子・高齢化の進行、ICTの進展、地球環境問題、国際化、地方分権の進展、市民意識の多様化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化してきている。

この環境のなかで、地方自治体は厳しい財政状況の中、簡素で効率的かつ計画的な自主、自立の行財政運営を進めながら、個性豊かで活力ある地域社会を実現していくことが求められている。

3 策定の考え方

新総合計画の策定にあたっては、次の事項を基本に進めていくものとする。

(1) 基本的考え方

新総合計画の策定にあたっては、社会経済情勢の変化や市民意識の多様化など十分留意をするとともに、市民ニーズを的確に捉え、新たな時代に相応しいまちづくり計画をめざすものとする。あわせて、より豊かな地域社会の創造をめざすため、地方分権の進展に対応しながら、まちづくりを市民との協働を基本として捉え、計画が市民と行政の共通の目標となるよう配慮をする。

また、新総合計画は第4次計画を基本的に継承し発展させるものとし、「人間尊重」及び「環境との共生」の理念を引き継ぐものとする。

(2) 総合基本計画の性格

総合基本計画は、市政運営の長期的・総合的な指針であり、同時に、市民の皆様の地域社会における活動の指針になるものである。

(3) 総合基本計画の内容

総合基本計画の構成は、基本構想(議会の議決)、基本計画、実施計画とする。

基本構想については、別に定める策定要領などにより、基本的事項を明らかにし策定するが、まちづくりの理念、視点あるいは重要事項、都市像、基本目標などを内容とする。

基本計画については、行政課題ごとに施策の方向性を明らかにするものであるが、具体的には今後市民ニーズの把握や社会諸情勢の変化なども勘案し検討していく。

4 計画の前提

(1) 計画の対象

計画の対象区域は、現市域とする。広域的な対応が必要な場合は、他の自治体と連携をはかる。

また、計画の内容は、市の実施権限に属するものを基本とするが、市の行政機関以外であっても必要な事項は、国、都などそれぞれの実施主体に実現を要請していくという趣旨から言及する必要もあり、計画に含める。

(2) 計画の目標年次

平成 23 年度(2011 年)を初年度とし、基本構想においては平成 32 年度(2020 年)を目標年次とする。

(3) 目標年次の人口推計

「コーホート要因法」により推計するものとする。

5 策定の方法

(1) 総合基本計画審議会

昭島市総合基本計画審議会条例(昭和 54 年条例第 4 号)により設置する。

審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合的かつ計画的な行政を図るための基本構想及び基本計画の策定について審議し、答申するものとする。

(2) 策定委員会の設置

庁内に昭島市総合基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置し、別に定める要綱により運営するものとする。

策定委員会は、現状の把握・分析、課題の設定とその対応などについて調査・研究し、課題を分掌する各部課の協力を得て、計画素案を策定するものとする。

策定委員会の中に、所掌事項を専門的に調査審議するため、専門委員会を設置する。

策定委員会のもとに、具体的な作業を行うためワーキングチーム「チームあきしま」を設置する。

(3) 市民参加と市民協働

新総合計画策定にあたっては、多くの市民の意向を十分に反映できるよう取り組む。そのため従来の市民意識調査を実施するほか、地域別に加え、多様な懇談会等を行う。

また新たに無作為抽出によって選出された市民によるワークショップ、パブリックコメントを実施するなど市民の意向を広く反映させ策定する。

(4) 他計画との整合性

市における既存の計画などとの整合性を図ることと併せて、本市を包含する広域的計画の動向についても、考慮するものとする。